

「別記 1」 業務従事者資格一覧表  
(第 9 条の 2)

## 業務従事者資格一覧表

| 業 務 内 容                | 関係条項  | 資 格  |
|------------------------|-------|--|
| 権 利 調 査                | 第 3 章 | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者。以下同じ。）又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者<br>2. 土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）又は土地改良補償業務管理者（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。） |
| 用 地 測 量                | 第 4 章 | 1. 測量士又は測量士補（測量法（昭和24年法律第 188号）第49条に基づく測量士名簿又は測量士補名簿に登録されている者。以下同じ。）<br>2. 土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第 228号）第8条に基づく土地家屋調査士名簿に登録されている者。以下同じ。）   |
| 登記資料収集整理等              | 第 5 章 | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者<br>3. 測量士又は測量士補<br>4. 土地家屋調査士  |
| 建物等の調査（木造建物・木造特殊建物・石綿） | 第 6 章 | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者<br>3. 一級建築士、二級建築士又は木造建築士（建築士法（昭和25年法律第 202号）第5条に基づく一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されている者。以下それぞれ「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」という。）。ただし、木造建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。                                   |
| 建築物の調査（非木造建物・石綿）       | 第 6 章 | 1. 一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。  |
| 建築物の調査（機械設備・生産設備・石綿）   | 第 6 章 | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者<br>3. 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に基づく技術士登録簿に登録された者。以下同じ。）で当該設備に係る技術士   |

| 業 務 内 容                  | 関 係 条 項 | 資 格   |
|--------------------------|---------|---|
| 建物等の調査（ 附帯工作物・石綿）        | 第 6 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 一級建築士又は二級建築士</li> <li>4. 土地家屋調査士</li> </ol>  |
| 建物等の調査(庭園、墳墓及び立竹木等)      | 第 6 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 造園施工管理技士（建設業法（昭和24年法律第 100号）第27条第1項の検定に合格した者。）</li> <li>4. 一級建築士又は二級建築士</li> <li>5. 土地家屋調査士</li> </ol>   |
| 営業その他の調査（ 営業に関するもの）      | 第 7 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第 103号）第17条に規定する公認会計士名簿に登録された者。）</li> <li>4. 税理士（税理士法（昭和26年法律第 237号）第18条に基づく税理士名簿に登録された者。）</li> <li>5. 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第 147号）第11条に基づく登録簿に登録された者。）</li> </ol> |
| 営業その他の調査（居住者等及び動産に関するもの） | 第 7 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> </ol>   |
| 消 費 税 等 調 査              | 第 8 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 公認会計士</li> <li>4. 税理士</li> </ol>   |
| 予 備 調 査                  | 第 9 章   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。</li> </ol>  |
| 移転工法案の検討                 | 第 10 章  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が7年以上の者</li> <li>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者</li> <li>3. 一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。</li> <li>4. 技術士で当該設備に係る技術士</li> </ol>   |

| 業 務 内 容          | 関 係 条 項 | 資 格   |
|------------------|---------|---|
| 再 算 定 業 務        | 第 11 章  | 1. 上記第 6 章それぞれの業務従事者  |
| 土 地 評 価          | 第 12 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者<br>3. 不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 15 条に基づく不動産鑑定士名簿に登録された者）又は不動産鑑定士補（同法附則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 66 号）第 6 条に基づく不動産鑑定士補名簿に登録された者）                                      |
| 補 償 説 明          | 第 13 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士  |
| 地盤変動影響調査等        | 第 14 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者<br>3. 木造建物、木造特殊建物及び非木造建物にあっては、建築士法第 2 条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士。ただし、木造建築士が行うことができる場合は建築士法第 3 条の 3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 の範囲内とする。<br>4. 機械設備及び生産設備にあっては、技術士 |
| 費用負担の説明          | 第 15 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士  |
| 騒 音 等 調 査        | 第 16 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者   |
| 事業認定申請書等の作成      | 第 17 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者   |
| 物件調書の作成          | 第 18 章  | 第 6 章及び第 7 章それぞれの業務従事者  |
| 保安林解除等申請図書の作成    | 第 19 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者   |
| 内水面漁業権等調査        | 第 20 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者   |
| 阻害要因の調査及び処理方針の作成 | 第 21 章  | 1. 主たる補償業務に関する補償業務管理士又は主たる補償業務に係る実務経験が 7 年以上の者<br>2. 土地改良補償士  |